

農林水産省知的財産戦略に基づく施策の推進状況

平成 19 年 7 月

【新需要創造、実用化、事業化】

1 これまでの取組状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 新需要創造対策事業において、新食品・新素材の有効性・安全性や市場性に関する情報の産地や企業への提供や、研究機関、産地及び企業のマッチングによる協議会の育成に取り組む課題として、巨大胚芽米、高メチル化カテキン茶、GABA茶、高アントシアニン紫さつまいも、高カロテンさつまいも、高リコペントマトの6課題を決定し、その実施団体を採択した。(6月)○ 生産局長と農政クラブ記者との懇談会を開催し、新需要創造対策事業のPRを実施した。(5月25日)	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none">○ 新食品・新素材の原料を生産・供給する産地と商品化の中心となる企業とのマッチングによる新需要創造協議会の育成が円滑に図られ、新食品・新素材の事業化が促進されるよう、事業実施団体による取組をフォローすることが必要。○ 公的研究機関によって開発された新食品や新素材を活用し、新しい需要を創造して新産業を開拓するため、新たな研究成果を発掘することが必要。	
3 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none">○ 新食品の課題ごとに、<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施団体を通じて、新製品の試作による市場化プランの作成、シンポジウムやリーフレットによる産地や企業への情報提供等を行う。・ 産地と企業のマッチングによる新需要創造協議会の育成に向けた事業実施団体の取組をフォローする。○ 新食品・新素材の原料となる高品質農産物の安定供給に取り組む産地に対し、原料に一定の機能性成分が含まれることを保証するシステムづくりや、原料の収穫や調整・加工などに必要な機械・施設整備を支援する。○ 20年度の新課題について、外部有識者による検討会を開催し、12月に対象課題を選定する。	
4 主要スケジュール	
19年12月	外部有識者検討会の開催(20年度の課題の選定)
20年 1月～	20年度の課題に係る実施団体の公募
20年 2月	審査委員会の開催(実施団体の審査)
20年 3月	実施団体の採択

【ゲノム情報を活用した新品種の育成促進】

1 これまでの取組状況	
<ul style="list-style-type: none">○ イネについては、DNAマーカー育種による有望系統育成を着実に実施しているところであり、トピイロウンカ抵抗性ヒノヒカリ及び晩生コシヒカリの品種登録出願を準備中。○ ノリの育成者権の保護・育成に向けて、水産総合研究センターを中心に、主要ノリ生産県や大学、生産者団体との連携の下、品種判別に必要なノリゲノム情報の解読等を実施中。また、漁連を中心とするノリ優良品種確保のための全国的な体制を整備し、優良特性を有するノリ株の探索を実施中。	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none">○ イネ及び野菜等については、DNAマーカー育種による病害抵抗性等の優良系統の作出と品種登録を促進することが必要。○ ノリについては、品種及び原産地の判別手法の開発と、優良なノリ株の品種登録を促進することが必要。	
3 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none">○ イネ及び野菜等については、引き続きDNAマーカー育種による系統育成と品種登録を進める。○ ノリの育成者権の保護・育成に向けて、引き続き品種判別に必要なノリゲノム情報の解読、優良なノリ株の探索等を行うとともに、品種特性の評価法の開発に着手する。	
4 主要スケジュール	
19年6月	19年度ノリ優良品種関係全国検討会の立ち上げ (9月、3月に開催予定)
19年8月	ノリ全国研究会、19年度原産地判別手法等設計会議の開催
19年度中	トピイロウンカ抵抗性ヒノヒカリ品種登録出願
20年度以降	晩生コシヒカリ品種登録出願

【農林水産知財ネットワークの構築】

1 これまでの取組状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 農林水産分野の研究・技術開発の成果の実用化を図るため、農林水産分野の試験研究機関が保有する知的財産をめぐる状況について、都道府県、公立試験研究機関、大学知財本部、承認TLO等にアンケート調査を実施。併せて、ヒアリングにより、試験研究機関の知財情報の一元化、研究機関やTLO等の連携強化等による農林水産知的財産ネットワークの設立に関する意見や要望を把握。○ 19年度中のネットワーク設立を目指し、暫定事務局を（財）農林水産技術情報協会に設置。第6回産学連携会議（京都府）にて、近畿農政局の協力の下、農林水産知的財産ネットワーク構想をPR（6月16日、17日）○ 農林水産知的財産ネットワークの情報提供窓口となるポータルサイトを準備中（http://www.aff-chizai.net）。	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none">○ 次年度以降の本格稼働に向けて、会員機関の確保や、会員機関への支援策等が必要。○ ユーザーである民間企業等に向けたPRを徹底することが必要。	
3 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none">○ 農林水産知的財産情報ポータルサイトを近日中に開設。○ 本年秋を目途に、農林水産知的財産ネットワーク設立シンポジウムを開催し、大学や公設試験場等に対しネットワーク参加のさらなる呼びかけを実施。	
4 主要スケジュール	
19年 7月～	農林水産知的財産情報ポータルサイトの開設 ネットワークへの参画依頼文書の発出
11月	農林水産知的財産ネットワーク設立シンポジウムの開催

農林水産・食品分野の知的財産の活用に向けた新たな方策 ～農林水産知的財産ネットワークの構築～

農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化のためには、「知的財産」を継続的に生み出し(創造)、それを経済的価値につなげていく(活用)ことが必要。

しかし...

情報の分散

専門家の不在

- 農林水産分野の知財の活用を促進していくためには、①民間企業がより利用しやすい形で、②分野を絞った、③企業ニーズも得られるポータルサイト及びコンテンツの構築による情報提供が不可欠。
- 知財活用のプレイヤーとなる人材確保のためには、知財知識の底上げをねらった知財研修を引続き実施するとともに、**研究機関、TLO等の相互支援体制の構築が急務。**

農林水産知財ネットワーク

農林水産知財情報の一元化

- 許諾可能な特許・育成者権等の情報データベースの構築
- 各種施策の紹介
- 弁理士、移転担当者等の相談窓口の情報

農林水産知財の活用方法の提供

- 知財導入による成功事例の紹介
- 品種と加工技術等をパッケージにした活用方法の提案

農林水産関係機関の連携強化

- ポータルサイトの運営
- 会員機関に対するコーディネート機能
- シンポジウム等を通じた情報共有
- 勉強会等によるスキルアップ支援

これらの情報はすべて農林水産知財ポータルサイトで提供

民間企業

公設試験場
など

地方自治体

農学系学部
TLO

大学

農林水産省

農林水産大臣
認定TLO

独法

【リエゾンオフィスの設置】

1 これまでの取組状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 農研機構において、4月1日、東京リエゾンオフィスを開設（都内）し、産学官連携コーディネーターを配置。農業・食品産業界との連携を推進するための対外的なファーストコンタクトの窓口として、企業への情報提供や問い合わせ等に対応できる体制を整備。○ 4月25日、第1回農研機構産学官連携交流セミナー「産業界・大学・地域の皆様のお役に立てるパートナーをめざして」を開催。○ 5月30日、第2回農研機構産学官連携交流セミナー「大豆のフロンティア」を開催。	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none">○ 水産総合研究センター等の農研機構以外の独立行政法人におけるリエゾンオフィスの設置についても検討が必要。	
3 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none">○ 農研機構産学官連携交流セミナーを引き続き開催予定。○ 10月、農研機構に産学官連携本部を正式に発足させ、全国の主要拠点地域にもコンタクト・ポイントを設置予定。	
4 主要スケジュール	
19年 7月	第3回農研機構産学官連携交流セミナーの開催
19年 8月	第4回農研機構産学官連携交流セミナーの開催
19年10月	産学官連携本部を正式に発足

【技術・ノウハウ等知的財産に関する指針の作成】

1 これまでの取組状況									
<ul style="list-style-type: none">○ 農業者、都道府県の普及指導員、農協の営農指導員等が活用できる、農業の現場における技術・ノウハウ等知的財産の取扱指針（知財取扱指針）の策定に向け、農林水産省内での検討を進めているところ。○ 知財知識の普及啓発のための事業に取り組む関係団体の協力の下、6月26日に外部専門家による検討会を開催し、知財取扱指針策定の考え方、知財取扱指針に盛り込むべき内容等について、意見を伺った。									
2 課題									
<ul style="list-style-type: none">○ 外部専門家の意見等を踏まえ、知財取扱指針を早期に取りまとめる。○ 農業分野だけでなく、林業・水産業等の各分野ごとの知財取扱指針の策定を検討するとともに、特許権や実用新案権に加え、育成者権や商標権等も対象とした知財取扱指針に改訂することを検討する。									
3 今後の予定									
<ul style="list-style-type: none">○ 農林水産省知的財産本部専門家会議での意見や外部専門家の意見等を踏まえ、7月中に知財取扱指針を策定する。○ 知財取扱指針策定後は、プレスリリースやHPへの掲載等を行うとともに、都道府県や関係団体等の関係者に対し知財取扱指針を配布するなど、知財取扱指針の普及、意識啓発に努める。									
4 主要スケジュール									
<table><tr><td>19年</td><td>7月中</td><td>知財取扱指針の策定（プレスリリース、HPへの掲載）</td></tr><tr><td>19年</td><td>7月～</td><td>都道府県・関係団体等に対する知財取扱指針の配布</td></tr><tr><td>19年</td><td>8月以降</td><td>各分野ごとの知財取扱指針等の策定の検討</td></tr></table>	19年	7月中	知財取扱指針の策定（プレスリリース、HPへの掲載）	19年	7月～	都道府県・関係団体等に対する知財取扱指針の配布	19年	8月以降	各分野ごとの知財取扱指針等の策定の検討
19年	7月中	知財取扱指針の策定（プレスリリース、HPへの掲載）							
19年	7月～	都道府県・関係団体等に対する知財取扱指針の配布							
19年	8月以降	各分野ごとの知財取扱指針等の策定の検討							

農業現場における知的財産取扱指針

～技術・ノウハウを活かした経営に向けて～

骨子（案）

平成19年7月
知的財産戦略チーム

1 はじめに

○ この取扱指針の性格

- ・ 農業分野を対象とした技術・ノウハウの取扱いの基本的な考え方をまとめたもの。今後、利用状況を踏まえ、改定していく予定。
- ・ 「知的財産」をどのように取り扱うのかは、「知的財産」の所有者等が自身の農業経営の観点から決定するもの。本指針はそのための参考としていただくもの。
- ・ 本指針は農業分野一般を念頭に作成。
農業の各生産分野、農業以外の食品産業、林業、水産業等の特色に応じて本指針を修正をして、利用されることを期待。

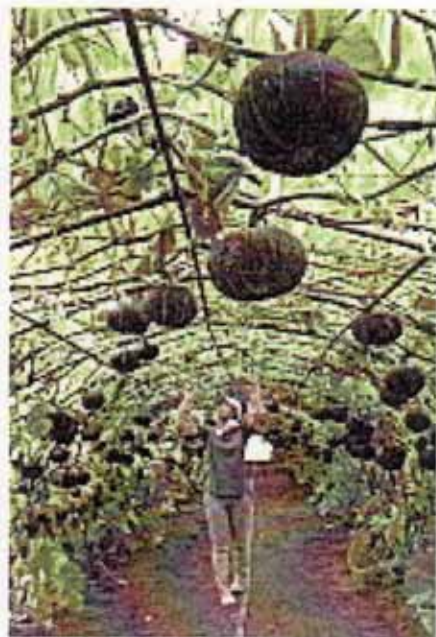
---（農業分野の技術・ノウハウの例）---

○かぼちゃの空中栽培法とその装置 (平成5年特許出願、平成8年登録)

特許の内容:アーチ型パイプの上にネットを覆い、その上にカボチャの茎葉をはわせ、空中で果実を着果、肥大させることを特徴とした栽培法及びその装置

権利者:個人

権利取得後の状況:独自の栽培方法により、一般的な栽培カボチャとの差別化を図り、高価格販売を可能にたく権利を取得。現在、生産組合を組織し、空中で栽培されたカボチャを「空飛ぶパンプキン」として商標登録し、ブランド品として通常の約2倍の価格で取引されている。今後もブランドイメージを販売戦略としていくため、権利を維持。



2 技術・ノウハウ取扱いの現状はどうなっているか？

3 なぜ技術・ノウハウを「知的財産」として認識する必要があるのか？

4 技術・ノウハウを「知的財産」として活用しよう！

○ 技術・ノウハウの知的財産としての活用とは？

- ・ 技術・ノウハウは「知的財産」として取り扱うことにより、「活用」と「保護」が容易に。
 - ・ 活用する方法としては、「技術・ノウハウを自ら使い、生産し、収穫物を販売する」、「技術・ノウハウを他者に使わせ、その使用料を徴収する」、「技術・ノウハウを使う権利そのものを販売する」のいずれか。
 - ・ 農業者自身の経営戦略・販売戦略に照らし合わせて、どの方法をとるか考えることが必要。
- 技術・ノウハウを使用する範囲（開発者個人か、限られた地域・グループか）も考えておく必要。

5 技術・ノウハウを「知的財産」として保護・活用するためにどのような手段を用いるのか？

- どのような手段があるのか。
- ① 権利化する → 特許権又は実用新案権を取得する。
 - ② 秘匿する → 開発者個人又は限られた地域・グループで利用すべく管理する。
 - ③ 公開する → 学会で発表する、刊行物へ掲載する、誰にでも無償で教える。
- 以上はあくまで手段。例えば、権利化すること自体が目的ではなく、手段選択後の活用方策を戦略的に見通して選択することが必要。
- どの手段を選択するかを決定するまでの間は、その技術・ノウハウの内容を他者に知られないようにしておくことが必要。
- いずれにしても、技術・ノウハウの「文書化」が必要。
- 各手段を選択するに際しての着眼点は何か？
（→ どのような場合に、どの手段を選択するのがよいかを記載）

6 各手段を選択した場合にどのようなことに留意すればよいのか？

- 権利化の場合の留意点
- ・ 海外での権利化も考えておく必要。
 - ・ 権利侵害を予防するための工夫が必要。
→ 特許出願の範囲に注意する、権利取得をセールスポイントとした販売戦略をとる、他の権利（商標権等）と複合的に活用する
 - ・ 許諾契約の契約事項
- 秘匿する場合の留意点
- ・ 秘密保持のための措置
 - ・ 先使用权による保護のための措置
 - ・ 不正競争防止法による保護措置

7 相談・支援体制にはどんなものがあるか？

- 専門家（特許流通アドバイザーや弁理士）のアドバイスを得ることも重要。

【普及啓発・人材育成】

1 これまでの取組状況

- 農林水産省知的財産戦略の内容及び知的財産の基礎知識等の周知を図るため、農林水産省・都道府県職員等を対象とした地方ブロック説明会（全国9カ所）、独法研究機関の知財担当者・研究者等を対象とした説明会（3回）を開催。
- 知的財産に係る専門的な知識を有し、相談に対応できる、都道府県の普及指導員やJAの営農指導員等の指導的人材を育成するため、今年度、以下の研修等を企画し、順次実施中。
 - ① 民間企業、JA、都道府県等の知財担当者を対象とした、農林水産分野の知的財産に関する指導者講座（1カ所）及び地方セミナー（2カ所）。
 - ② 農業普及指導員を対象とした、育成者権等の知的財産権に係る専門的知識や活用戦略、権利化支援方策、権利侵害対応、植物の特性調査方法等に関する知的財産専門研修（全国4カ所）
 - ③ 林業普及指導員の研修における知的財産関係講義（4回）
 - ④ 水産業普及指導員の研修における知的財産関係講義（2回）
- 普及指導員の知財に関する活動を支援するための相談窓口を7月中に開設するべく準備中。（（社）全国農業改良普及支援協会の普及情報ネットワークシステムを活用し、知的財産に関する各種情報の提供や普及活動の際に生じた質問に対して専門家からの回答等を行う。）

2 課題

- 知的財産に係る指導的人材を3年間で1000人程度育成するという目標を達成するため、知財に係る研修等の内容の充実を図るとともに、関係者の積極的な参加を働きかける。
- 普及指導員のための知財に関する相談窓口においては、普及指導員からの相談に対し、的確かつ迅速な対応を行う。

3 今後の予定

- 研修会開催者は、今年度企画している知的財産に係る研修等を着実に実施するとともに、研修内容の充実、関係者のさらなる参加を働きかける。
- 事業実施団体が、地域や企業等における中堅指導者を対象とした農林水産分野の知的財産テキスト（中級編）を作成し、関係者等に広く配布する。
- 普及指導員の国家資格試験に、育成者権・商標権を中心とした知的財産に関する項目を導入することについて、19年度中に検討し、結論を得る。

4 主要スケジュール

- | | | |
|------|--------|--|
| 19年 | 5月～12月 | 林業普及指導員研修における知財関係講義の実施 |
| 19年 | 7月～11月 | 農業普及指導員のための知的財産専門研修の開催
つくば市（7月）、仙台市（8月）、笠岡市（10月）、熊本市（11月） |
| 19年 | 7月～10月 | 水産業普及指導員研修における知財関係講義の実施 |
| 19年 | 10月 | 知財指導者講座の開催（東京） |
| 19年 | 11月 | 知財地域セミナーの開催（名古屋、大阪） |
| 20年 | 1月～2月 | テキスト「農林水産分野の知的財産（中級編）」の作成・配布 |
| 20年度 | | 普及指導員国家資格試験への知的財産項目の導入 |

【地域資源のリスト化・情報発信、郷土料理百選の実施】

1 これまでの取組状況
<p>(地域資源のリスト化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 文化財指定、棚田百選、疏水百選、表彰事例などの既存資料から、地域資源を整理。○ 農村振興モニター（全国約1,000人）へアンケートを実施し、国民レベルでのお宝資源を把握。今後、自治体にもアンケートを行い、資源を把握する予定。 <p>(郷土料理百選)</p> <ul style="list-style-type: none">○ ウェブサイトや既存の刊行物から、郷土料理（名称・内容等）を整理。○ 農村振興モニターへアンケートを実施し、国民レベルでの郷土料理も把握し、候補となる郷土料理を整理。
2 課題
<p>(地域資源のリスト化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ ウェブサイト上で常に最新の情報を更新するため、情報の収集や管理をどうするのかの検討が必要。○ 把握した地域資源のリストのPR及び活用方法の検討が必要。 <p>(郷土料理百選)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 郷土料理の定義・選定基準を詰めることが必要。○ インターネットでの実施を予定している国民人気投票や都道府県からの推薦をどう選定審査に反映するかを検討が必要。○ 選定された郷土料理百選のPR及び活用方法の検討が必要。
3 今後の予定
<p>(地域資源のリスト化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ リスト化された地域資源の情報発信を行うとともに、特に貴重な遺産的価値のある資源を有識者による選定委員会で選定し、国民に紹介していく。○ 次年度以降、モデル的に農山漁村側と都市側（企業、学校等）とのマッチングを段階的に実施する。 <p>(郷土料理百選)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 審査委員会（委員長：服部幸應氏）を立ち上げ、郷土料理百選を選定する。○ 郷土料理百選の効果的なPRを行い、活用を促進する。

4 主要スケジュール

(地域資源のリスト化)

- 19年 6月 農村振興モニター、自治体へのアンケートの実施
- 19年12月 選定委員会を開催し、貴重な地域資源をリスト化
- 20年 2月 ウェブサイトによる情報発信
- 20年度以降 モデル的にマッチングを試行

(郷土料理百選)

- 19年 6月 農村振興モニターアンケートの実施
- 19年 7月 第1回審査委員会を開催(審査方法等を決定)
- 19年 9月 インターネットを活用した国民人気投票
- 19年12月 第2回審査委員会を開催(郷土料理百選の選定)
- 20年 2月 プレスリリース(資料整理の上、発表)

【企業やNPO等との連携の促進】

1 これまでの取組状況												
<ul style="list-style-type: none">○ 企業の社会的責任（CSR）等の一環として、企業が地域住民等と協働して行う地域の環境改善活動（グラウンドワーク）を支援するため、日本グラウンドワーク協会及び各地の活動団体の連携を促進するとともに、各地の活動団体に対して技術支援や指導・助言を行っているところ。○ 都市と農村の共生・対流を一層推進するため、NPO等が広域で連携して実施する先導的取組等を公募・選定し、支援しているところ。○ 企業の森づくり活動に関するシンポジウム等を開催するとともに、国有林において2企業と「法人の森林」契約を締結し、フィールドを提供。												
2 課題												
<ul style="list-style-type: none">○ 各地のグラウンドワークの取組の拡大・促進○ 都市と農村の共生・対流に係る取組の拡大・促進○ 企業の森づくり活動の拡大・促進												
3 今後の予定												
<ul style="list-style-type: none">○ グラウンドワークの取組を推進するため、日本グラウンドワーク協会を通じて、企業の売上の一部を環境改善活動に対する助成金として活用する事業の公募を開始する予定。○ グラウンドワークのモデル地域に対して、地域貢献活動に関心を寄せている企業を対象にしたヒアリング調査を実施し、この調査結果をもとに、企業とNPOとの情報交換会の開催など、企業との連携事業を企画する予定。○ 公募によって選定された、都市と農村の共生・対流に係る先導的取組について、引き続き支援を行う。○ 企業やNPO等が連携して行う森林づくり活動のサポート体制を整備するとともに、引き続き企業等の森林づくり活動のためのフィールドを提供。												
4 主要スケジュール												
<table><tr><td>19年</td><td>7月</td><td>環境改善活動助成事業の公募開始</td></tr><tr><td></td><td>7月</td><td>グラウンドワークのモデル地域に対するヒアリング調査の実施</td></tr><tr><td></td><td>12月</td><td>上記の調査結果を元に、地域と企業との連携事業を企画</td></tr><tr><td>20年</td><td>3月</td><td>都市と農村の共生・対流に係る各取組の進捗状況等を評価</td></tr></table>	19年	7月	環境改善活動助成事業の公募開始		7月	グラウンドワークのモデル地域に対するヒアリング調査の実施		12月	上記の調査結果を元に、地域と企業との連携事業を企画	20年	3月	都市と農村の共生・対流に係る各取組の進捗状況等を評価
19年	7月	環境改善活動助成事業の公募開始										
	7月	グラウンドワークのモデル地域に対するヒアリング調査の実施										
	12月	上記の調査結果を元に、地域と企業との連携事業を企画										
20年	3月	都市と農村の共生・対流に係る各取組の進捗状況等を評価										

【地域ブランド成功事例の収集・分析・活用】

1 これまでの取組状況	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省ホームページに、「知的財産・地域ブランド情報」のページを開設し、地域ブランド事例、地域ブランド関連支援策、地域ブランド関連制度等の情報を集約して提供。 ○ 既存の地域ブランド事例調査報告書等を活用し、農林水産物・食品に関する地域ブランド事例の収集・整理を実施。 ○ 18年度までに実施した水産物の地域ブランドの成功事例に関する調査結果について、内容をとりまとめ、当該調査実施団体である魚価安定基金のホームページへの掲載による公表に向けた準備を実施。 	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ブランド関係情報ホームページのさらなる充実を図る。 ○ 地域ブランド優良事例集については、何をもちて成功したと言えるのか、なぜ成功に至ったのかを明らかにして作成する。 	
3 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良事例の選定基準の考え方を整理するとともに、収益性向上等の成果等について既存事例の追加調査を行い、成功のポイントがわかるような優良事例集を作成する。 ○ 水産物地域ブランドについては、18年度調査による成功事例集のとりまとめ、19年度調査を実施する。 ○ これら地域ブランド事例集を農林水産省ホームページに掲載する等により、そのPRと関係者の意識啓発を図る。 	
4 主要スケジュール	
19年7月中	18年度水産物地域ブランド成功事例集のとりまとめ
19年7月～	農林水産物・食品に係る地域ブランド事例の追加調査 地域ブランド優良事例集のとりまとめ
19年8月～	19年度水産物地域ブランド事例調査の実施

農林水産省

The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

施策: 基本 | 食料 | 消費 | 生産 | 経営 | 農村 | 林野 | 水産 | 国際 | 研究 | 統計 | 専門庁

メールマガジン | サイトの使い方 | サイトマップ | 情報検索

▶ 農林水産省について ▶ 報道・広報 ▶ 施策の動き・情報 ▶ 意見の募集・お問合せ ▶ 電子政

トップページ ▶ 施策の動き・情報 ▶ 審議会等情報 ▶ 知的財産・地域ブランド情報

知的財産・地域ブランド情報

農林水産省知的財産戦略(H19年3月)

- [農林水産省知的財産戦略\(概要\)\[PDF:99KB\]](#)
- [農林水産省知的財産戦略\[PDF:46KB\]](#)

農林水産省における知的財産戦略の対応方向(H18年6月)

- [農林水産省における知的財産戦略の対応方向\(ポイント\)\[PDF\]](#)
- [農林水産省における知的財産戦略の対応方向\[PDF\]](#)

農林水産省知的財産戦略本部

農林水産研究知的財産戦略(農林水産技術会議)

省内の各課題に関する検討会

- [植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会](#)
- [家畜の遺伝資源の保護に関する検討会](#)
- [食肉の表示に関する検討会](#)

知的財産権テキスト

- [農林水産行政担当者のための知的財産権入門\[PDF:2.7MB\]](#)
- [\(別冊\)知的財産権制度\[PDF:6.3MB\]](#)

✕ 地域ブランド関係情報

関連機関リンク

施策: 基本 | 食料 | 消費 | 生産 | 経営 | 農村 | 林野 | 水産 | 国際 | 研究 | 統計 | 専門庁
[農林水産省について](#) | [報道・広報](#) | [施策の動き・情報](#) | [意見の募集・お問合せ](#) | [電子政府](#)
[リンクについて](#)・[著作権](#) | [免責事項](#)

農林水産省

The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

施策：基本 | 食料 | 消費 | 生産 | 経営 | 農村 | 林野 | 水産 | 国際 | 研究 | 統計 | 専門用

メールマガジン | サイトの使い方 | サイトマップ | 情報検索

▶ 農林水産省について ▶ 報道・広報 ▶ 施策の動き・情報 ▶ 意見の募集・お問合せ ▶ 電子政

トップページ ▶ 施策の動き・情報 ▶ 審議会等情報 ▶ 知的財産・地域ブランド情報 ▶ 地域ブランド関係情報

地域ブランド関係情報

1. [地域ブランド関連支援策](#)
2. [地域ブランドコーディネーター・アドバイザー](#)
3. [地域ブランド認証制度等](#)
4. [地域団体商標制度等](#)
- ※ 5. [地域ブランド事例](#)

施策：基本 | 食料 | 消費 | 生産 | 経営 | 農村 | 林野 | 水産 | 国際 | 研究 | 統計 | 専門用
[農林水産省について](#) | [報道・広報](#) | [施策の動き・情報](#) | [意見の募集・お問合せ](#) | [電子政府](#)
[リンクについて・著作権](#) | [免責事項](#)

Copyright:2005 The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

地域ブランドの先行事例一覧

平成19年7月
知的財産戦略チーム

No.	都道府県	市町村	取組主体	取組の名称	ブランド化の対象	出典
1	北海道	帯広市	帯広かわにし農業協同組合	十勝川西長いも	特産物 (長いも)	立ち上がる農山漁村平成16年度選定事例No.1 地域ブランド(必携)ガイドブック(北海道知的財産戦略本部、H18.3)
2	北海道	帯広市	佐々木畜産(株)	牛肉「十勝四季彩牛」	畜産物	「地域ブランド形成による地域活性化に向けて」(北海道経済産業局、H16.3)
3	北海道	富良野市	富良野市ぶどう果樹研究所	富良野ワイン	果樹	「地域ブランド形成による地域活性化に向けて」(北海道経済産業局、H16.3)
4	北海道	幌加内町	きたそらち農業協同組合	幌加内そば	穀物 (そば)	地域ブランド(必携)ガイドブック(北海道知的財産戦略本部) 地域ブランド・商標登録事例調査(平成17年度 財団法人食品産業センター)
5	北海道	夕張市	夕張市農業協同組合	夕張メロン	野菜 (メロン)	平成16年度地域伝統食品地理的呼称制度調査報告書(UFJ総合研究所) 「地域ブランド形成による地域活性化に向けて」(北海道経済産業局、H16.3)
6	北海道	勇払郡	鶴川漁業協同組合	鶴川ししゃも	水産物	地域ブランド(必携)ガイドブック(北海道知的財産戦略本部、H18.3)
7	青森県	平川市	NPO法人尾上蔵保存利活用促進会	農家蔵の保存利活用とグリーン・ツーリズム	その他 (農家所有の蔵)	立ち上がる農山漁村平成18年度選定事例No.7
8	秋田県	横手市	浅舞婦人漬物研究会	立ち上がった女性魂(女性グループが手作りの漬物を秋田から全国へ)	野菜 (漬物)	立ち上がる農山漁村平成17年度選定事例No.6
9	宮城県	気仙沼市	気仙沼市水産加工振興協議会	気仙沼ブランド(戻り鰹)	水産物	中小製造業の地域ブランドに関する調査研究(平成16年度 財団法人 中小企業総合研究機構)
10	宮城県		株式会社 一ノ蔵	一ノ蔵、無鑑査一ノ蔵	特産物 (日本酒)	中小製造業の地域ブランドに関する調査研究(平成16年度 財団法人 中小企業総合研究機構)
11	山形県	鶴岡市	鶴岡農業協同組合	だだちゃまめのブランド化	野菜	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
12	山形県		山形県酒造組合	DEWA33	特産物 (日本酒)	中小製造業の地域ブランドに関する調査研究(平成16年度 財団法人 中小企業総合研究機構)
13	福島県	会津若松市	会津ブランド推進委員会	地域産品のブランド化	その他 (地域資源全般)	地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業に係る基礎調査(平成16年度 独立行政法人中小企業基盤整備機構)
14	福島県		福島県酒造協同組合	夢の米、夢の酒	特産物 (日本酒)	中小製造業の地域ブランドに関する調査研究(平成16年度 財団法人 中小企業総合研究機構)
15	茨城県		茨城県酒造協同組合	ピュア茨城	特産物 (日本酒)	中小製造業の地域ブランドに関する調査研究(平成16年度 財団法人 中小企業総合研究機構)
16	栃木県	宇都宮市	協同組合 宇都宮餃子会	宇都宮餃子	特産物 (餃子)	ブランドにしよう地域食品—地域団体商標制度活用マニュアル—(財団法人 食品産業センター) 地域ブランド・商標登録事例調査(平成17年度 財団法人食品産業センター)
17	群馬県	富岡市	甘楽富岡農業協同組合、下仁田葱の会	下仁田ねぎ	野菜 (ねぎ)	平成16年度地域伝統食品地理的呼称制度調査報告書(UFJ総合研究所)
18	埼玉県	草加市	草加煎餅協同組合及び草加地区手焼煎餅協同組	草加せんべい	特産物 (せんべい)	ブランドにしよう地域食品—地域団体商標制度活用マニュアル—(財団法人 食品産業センター)

No.	都道府県	市町村	取組主体	取組の名称	ブランド化の対象	出典
19	埼玉県	本庄市	本庄PF研究会	情報付き特産物「本庄トキメキ野菜」の創造と知財保護	その他 (精密農業)	立ち上がる農山漁村平成17年度選定事例No.9 農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
20	東京都	府中市	東京農工大学	「本庄トキメキ野菜」の取組を支援	その他 (精密農業)	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
21	神奈川県	小田原市	小田原市経済部農政課	梅ワイン等の特産品による農林水産物のブランド化	特産品	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
22	新潟県	上越市	農事組合法人 雪太郎の郷	特産の大根づくりに「女、男共同参加」で集落活性化	野菜 (大根)	立ち上がる農山漁村平成18年度選定事例No.20
23	石川県	能登町	能都町商工会 内浦町商工会 柳田村商工会	いしり(魚醤)	特産物 (調味料)	平成17年度JAPANブランド育成支援事業
24	福井県	美浜町	(有)なぎさ会	漁村女性のパワーで「へしこの会社」を設立	水産物	立ち上がる農山漁村平成18年度選定事例No.23
25	山梨県		山梨県漬物協同組合	信玄の薬膳小梅	果樹	地域ブランド・商標登録事例調査(平成17年度 財団法人食品産業センター)
26	長野県	小布施町	(株)小布施堂	小布施(栗菓子)	果樹	「地域ブランド形成による地域活性化に向けて」(北海道経済産業局、H16.3) 地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業に係る基礎調査(平成16年度 独立行政法人中小企業基盤整備機構)
27	岐阜県	恵那市	(株)里の菓工房	超特選恵那栗の拡大	果樹 (栗)	立ち上がる農山漁村平成17年度選定事例No.15
28	静岡県	三ヶ日町	三ヶ日農業協同組合	三ヶ日みかん	果樹	平成16年度地域伝統食品地理的呼称制度調査報告書(UFJ総合研究所)
29	三重県	志摩市	あのにふぐ協議会	天然トラフグを通じた地域ブランドの創出	水産物	立ち上がる農山漁村平成17年度選定事例No.17 農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
30	三重県		三重県松阪食肉公社、松阪肉牛協	松阪牛	畜産物 (牛)	平成16年度地域伝統食品地理的呼称制度調査報告書(UFJ総合研究所)
31	滋賀県	高島市	アドベリー生産協議会	健康果実「アドベリー」による第6次産業の創造	果樹	立ち上がる農山漁村平成18年度選定事例No.31
32	滋賀県	長浜市	(株)黒壁	古い建造物(黒壁銀行)を活かした街づくり	その他 (古い建造物)	地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業に係る基礎調査地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業に係る基礎調査
33	京都府	和東町	和東町商工会	宇治和東茶	特産物 (茶)	平成16年度JAPANブランド育成支援事業
34	奈良県		奈良県三輪素麺工業協同組合	三輪素麺	穀物 (小麦)	平成16年度地域伝統食品地理的呼称制度調査報告書(UFJ総合研究所)
35	和歌山県	北山村	北山村役場	「じゃばら」と「筏師」の里	果樹	立ち上がる農山漁村平成17年度選定事例No.21 農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
36	和歌山県		和歌山県木炭協会	紀州備長炭	林産物	平成16年度地域伝統食品地理的呼称制度調査報告書(UFJ総合研究所)
37	和歌山県		和歌山県畜産課	紀州うめどり・うめたまご	畜産物 (鶏・卵)	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)

No.	都道府県	市町村	取組主体	取組の名称	ブランド化の対象	出典
38	島根県	隠岐郡海士町	(株)ふるさと海士	島をまるごとブランド化	水産物	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
39	島根県	江津市	農業生産法人(有)桜江町桑茶生産組合	遊休資源「桑」を生かした農業の6次産業化	特産物(桑)	立ち上がる農山漁村平成17年度選定事例No.23 農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
40	島根県	多伎町	いずも農業協同組合	多伎いちじく	果樹	地域ブランド・商標登録事例調査(平成17年度 財団法人食品産業センター)
41	島根県	浜田市	浜田市水産物ブランド化戦略会議	「水産ブランドどんちっち」-利己的から利他的に-	水産物	立ち上がる農山漁村平成17年度選定事例No.22 農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学) 新需要創出ビジネスモデル化支援事業報告書(平成17年度 財団法人魚価安定基金)
42	山口県	萩市	山口県漁業協同組合連合会	萩の瀬付きアジ	水産物	新需要創出ビジネスモデル化支援事業報告書(平成17年度 財団法人魚価安定基金)
43	徳島県	上勝町	(株)いろどり	いろどり、葉っぱビジネスのブランド化	特産物(葉)	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
44	香川県	内海町	(株)ヤマヒサ	鳥産オリーブによる地域活性化	果樹(オリーブ)	立ち上がる農山漁村平成17年度選定事例No.24 農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
45	愛媛県		愛媛県酒造協同組合	え	特産物(日本酒)	中小製造業の地域ブランドに関する調査研究(平成16年度 財団法人 中小企業総合研究機構)
46	高知県	馬路村	馬路村農業協同組合	ごっくん馬路村	果樹	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学) 地域ブランド・商標登録事例調査(平成17年度 財団法人食品産業センター) 地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業に係る基礎調査(平成16年度 独立行政法人中小企業基盤整備機構)
47	高知県	十和村	(株)四万十ドラマおかみさん市	十和ものさしとお母さんたちの直販所	その他(農林水産物、 材)	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
48	高知県	土佐山田町	(有)梅原デザイン事務所	(有)梅原デザイン事務所の取組	—	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
49	高知県	室戸市	土佐あき農業協同組合 羽根園芸研究会 なす部会	海洋深層水を使ったなす生産及びブランド化	野菜	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)
50	福岡県	宗像市	鐘崎漁港	玄海トラフグブランド化	水産物	農山漁村における知的財産権活用状況・方策に関する調査報告書(平成17年度 農林水産省農村振興局農村政策課、東京農工大学)

No.	都道府県	市町村	取組主体	取組の名称	ブランド化の対象	出典
51	長崎県	島原半島一帯	(株)素兵衛屋 長崎県島原手延 そうめん振興会	島原手延そうめん	特産品 (麺)	地域ブランド・商標登録事例調査 (平成17年度 財団法人食品産業センター)
52	熊本県	南阿蘇村	南阿蘇村おあしす 米生産組合	「米の産直」—都市との 連携“食から緑のエネル ギーへ”	穀物 (米)	立ち上がる農山漁村平成18年度選定事 例No.47
53	熊本県		球磨焼酎酒造組 合	球磨焼酎	特産物 (焼酎)	中小製造業の地域ブランドに関する調 査研究(平成16年度 財団法人 中小企 業総合研究機構)
54	大分県	国東町	大分県漁業協同 組合くにさき支店	くにさき銀たち	水産物	新需要創出ビジネスモデル化支援事業 報告書 (平成17年度 財団法人魚価安定基金)
55	大分県	佐賀関 町	大分県漁業協同 組合 佐賀関漁業協同 組合	関アジ、関サバ	水産物	平成16年度地域伝統食品地理的呼称 制度調査報告書(UFJ総合研究所) 新需要創出ビジネスモデル化支援事業 報告書 (平成17年度 財団法人魚価安定基金)
56	大分県	津久見 地区	大分県漁業協同 組合津久見支店	津アジ・津サバ	水産物	新需要創出ビジネスモデル化支援事業 報告書 (平成17年度 財団法人魚価安定基金)
57	大分県	湯布院 町		温泉を活かしたまちづく り	その他 (温泉町)	地域ブランドアドバイザー・フォーラム事 業に係る基礎調査地域ブランドアドバ イザー・フォーラム事業に係る基礎調査)
58	大分県		大分県商工会連 合会	食べるハーブ	特産物 (ハーブ)	平成17年度JAPANブランド育成支援事 業
59	鹿児島 県		鹿児島県黒豚生 産者協議会	かごしま黒豚	畜産物 (豚)	平成16年度地域伝統食品地理的呼称 制度調査報告書(UFJ総合研究所)
60	鹿児島 県		鹿児島県天然つ ぼづくり米酢協議 会	黒酢	特産物 (調味料)	平成16年度地域伝統食品地理的呼称 制度調査報告書(UFJ総合研究所)
61	沖縄県	玉城村	玉城村商工会	さとうきびを活かした村 づくり	特産物 (さとうきび)	農山漁村における知的財産権活用状 況・方策に関する調査報告書 (平成17年度 農林水産省農村振興局 農村政策課、東京農工大学)
62	沖縄県	今帰仁 村	農業生産法人(有) 今帰仁村アグー	在来豚による地域興し	畜産物 (豚)	立ち上がる農山漁村平成18年度選定事 例No.50
63	沖縄県	名護市	農業生産法人(有) 水耕八重岳	ゴーヤを活かした商品開 発による地域振興	野菜	農山漁村における知的財産権活用状 況・方策に関する調査報告書 (平成17年度 農林水産省農村振興局 農村政策課、東京農工大学)
64	沖縄県		沖縄県黒砂糖協 同組合	沖縄黒糖	特産物 (黒糖)	ブランドにしよう地域食品—地域団体商 標制度活用マニュアル—(財団法人 食 品産業センター)
65	沖縄県		沖縄県保健食品 開発協同組合	健康食品「すぐりむん」	特産物 (薬草)	中小製造業の地域ブランドに関する調 査研究(平成16年度 財団法人 中小企 業総合研究機構)

【地域ブランド化の取組支援】

1 これまでの取組状況
<ul style="list-style-type: none">○ 地域食品のブランド化を促進するため、7月6日に地域ブランド関係総合検討会を開催し、ブランド維持・管理に重点をおいたセミナーの開催地の選定や、ブランドアドバイザー（品質の管理、商標等の知的財産の管理、ブランドコンセプトの管理、顧客満足度の管理等が行える者）の派遣対象の選考方法等を検討。○ 18年度に実施した知的財産権を活用した地域活性化に取り組む団体へのアドバイザー派遣及び全国9箇所での研修会の開催等における課題を整理。
2 課題
<ul style="list-style-type: none">○ 地域ブランド化を図る取組が盛んになってきているが、近年、始まったばかりの新しい動きであり、独自のブランドの確立・管理に関するノウハウの蓄積が充分であるとは言えない状況にある。今後も、こうした地域ブランドを育て、継続的に存立可能なものとしていくためには、その導入部分である基準作りだけでなく、新たに地域ブランドの維持・管理のノウハウに関する支援を行っていく必要がある。○ 地域ブランドの利活用に関心を寄せる関係者の多くが、実際の収益確保に結びつけることが難しい点を課題の一つとして捉えていることから、ブランド競争力のある取組事例の紹介等を行っていくことが重要である。また、知的財産権を取得しようとする組織の多くは、比較的小規模で、十分な知識があるとは言い難いため、組織の規模や条件に応じた管理体制について、複数のモデルを示していく必要がある。
3 今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○ 地域食品ブランド育成・管理に関する専門委員会を設置し、ブランド維持・管理セミナー及びブランドアドバイザーの派遣に係る具体的な事業実施手法、スケジュール等について検討を行う（7月末予定）。○ 知的財産権を活用した地域活性化の取組については、18年度に実施したアンケートで要望が多かったブランドの競争力強化や管理体制の在り方等を内容に反映し、昨年度に引き続き知的財産権を活用した地域活性化に取り組む団体へのアドバイザー派遣、研修会を実施予定。
4 主要スケジュール

(地域食品のブランド化に係る取組)

- 19年 7月末 地域食品ブランド育成・管理に関する専門委員会を設置
- 19年 8月～3月 ブランド維持管理セミナーの開催
- 19年10月～3月 ブランドアドバイザーの派遣

(知的財産権を活用した地域活性化に係る取組)

- 19年 8月 地域活性化に係るアドバイザー派遣団体の選定
- 19年 9月～ 地域活性化に係るアドバイザー派遣、研修会の実施
- 20年 3月 各団体における取組の効果分析及び課題の整理

【日本ブランドマークによる輸出促進】

<p>1 これまでの取組状況</p> <p>○ 果実については、「みなぎる輸出活力誘発委託事業（野菜及び果実の輸出促進）」等を活用した日本産果実マークの策定・導入を予定しており、8月からの当該事業の実施に向け、企画提案会の開催（6月）、委託契約候補者の選定（7月）等の手続きを実施中。</p> <p>○ 和牛については、19年度「農業・食品産業競争力強化支援事業」のうち「知識集約型産業創造対策事業」において、和牛統一マークを活用した正しい知識の普及・啓発のための取組を公募した結果、（社）中央畜産会が事業実施主体となり和牛統一マークの策定・普及に係る事業を実施することを決定（4月）。</p> <p>（社）中央畜産会において、和牛統一マーク等企画検討委員会を立ち上げ、検討を開始（7月）。</p> <p>また、「みなぎる輸出活力誘発委託事業（食肉の輸出促進）」による輸出実行プラン策定委員会の中で、当該和牛統一マークを活用した販売・広報戦略の検討を予定しており、当該事業の実施に向けた企画提案会の開催（6月）、委託契約候補者の選定（7月）等の手続を実施中。</p>
<p>2 課題</p> <p>（果実）</p> <p>○ 日本産果実マークの管理主体、管理方法及び海外での商標（意匠）登録等の取得に係る検討が必要。</p> <p>○ 日本産果実マークの国内産地への普及・啓発及び海外での認知度を高める手法の検討が必要。</p> <p>（和牛）</p> <p>○ 海外では、過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、外国種との交配による交雑種等が生産され、純粋な和牛以外の牛肉についても「WAGYU」、「Kobe Beef」等と表示して販売されている実態があり、これらの牛肉との差別化等を図るためのブランド戦略の推進が必要。</p>
<p>3 今後の予定</p> <p>（果実）</p> <p>19年度は、各種輸出促進対策事業の連携による事業展開を図ることとしており、</p> <p>○ 9月までに、「みなぎる輸出活力誘発委託事業」の活用により、高品質をイメージした日本産果実マークの導入及び当該マークを活用した広報戦略を検討</p> <p>○ 10月以降、広報戦略に基づき、「真の日本食・日本食材海外発信事業」の活用により、国内外を対象とした効率的かつ効果的なPR活動を実施</p>

- 併せて、「農林水産物等輸出促進対策事業（事業実施主体：全国果実輸出振興対策協議会）」の活用により、UAE等新規輸出相手国の市場に対して、日本産果実マークを貼付した試験的な輸出実証及び当該成果を検証
 - 日本産果実マークの管理主体・管理方法及び海外での商標（意匠）登録等の取得を検討
- 等の実施を予定。

20年度以降は、引き続き、各種輸出促進対策事業を活用して、輸出実証対象国の拡大及び検証等と併せ、国内外における効果的なPR活動の実施等を通じた日本産果実マークの普及・浸透を強力に推進し、22年度までに本格導入を予定。

（和牛）

- 7月以降、「知識集約型産業創造対策事業」による和牛統一マーク等企画検討委員会の中で、
 - ① 和牛の特性、優位性等をアピールするための和牛統一マーク等の策定、和牛統一マーク等の偽造防止のための商標権の取得
 - ② 和牛統一マーク等の表示方法、使用・管理方法
 - ③ 一般消費者、関係団体、関係事業者等に対する和牛統一マークの普及、和牛に関する正しい知識の普及・啓発
 等の具体的な取組方法について検討し、和牛統一マークを策定するとともに、和牛統一マークの普及・浸透を図る。
- 「みなぎる輸出活力誘発委託事業」による輸出実行プラン策定委員会の中で、和牛統一マークを活用した効果的な販売・広報戦略の検討を行う。

4 主要スケジュール

（果実）

- 19年 8月～ 検討委員会の立ち上げ
- 19年 9月 日本産果実マークの決定
- 19年10月～ 日本産果実マークを貼付した試験的な輸出実証及び成果の検証
日本産果実マークの管理主体・管理方法の検討
日本産果実マークの海外での商標（意匠）登録取得の検討
- 20年度～ 日本産果実マークを貼付した輸出実証対象国の拡大と成果の検証
- 22年度 日本産果実マークの本格導入（目標）

（和牛）

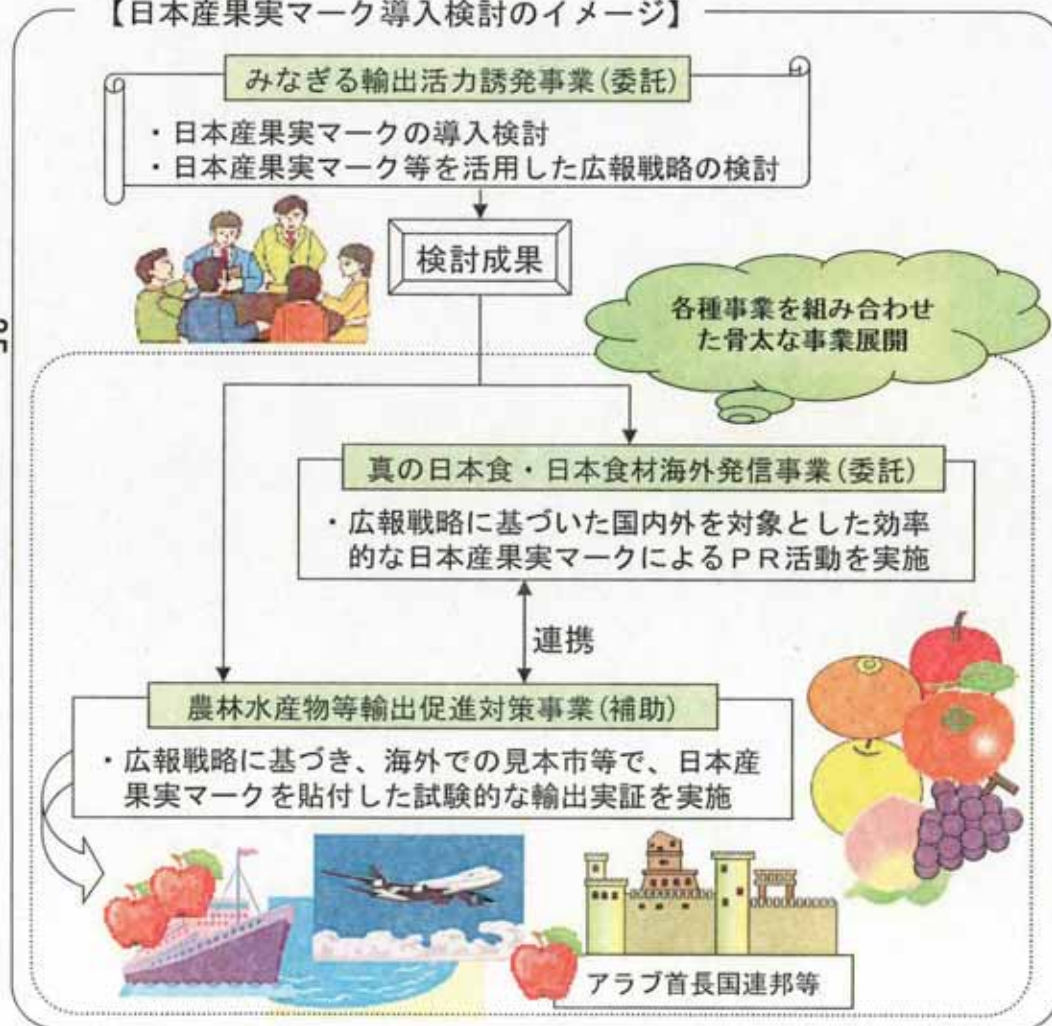
- 19年 7月～ 和牛統一マーク等企画検討委員会、輸出実行プラン策定委員会の立ち上げ
和牛統一マーク等の公募・選定・策定
和牛統一マークの商標出願等（国内・国外）
- 19年10月～ 和牛統一マークの普及、和牛に関する正しい知識の普及・啓発等

参考 果実の輸出促進に係る主な取組内容（19年度以降）

〔日本産果実マークの導入〕

- ・ 今後の果実の輸出拡大に際し、新規市場の開拓や輸出先国での他国産果実との差別化等による効果的な販売活動を展開するため、海外の消費者等に対して、「日本産」、「高品質」等を効果的にイメージさせる日本産の統一ブランドマーク（日本産果実マーク）の導入を検討。

【日本産果実マーク導入検討のイメージ】



(参考) マークの例



全国果実輸出
振興対策協議会



サンブランド
輸出用みかん
(日園連)

(参考) 果実の輸出促進に係る重点個別品目及び重点国

重点個別品目	重点国
りんご	台湾、香港、タイ、中国、UAE、韓国
なし	香港、台湾、中国、タイ、シンガポール、UAE、韓国
みかん	カナダ、台湾、韓国、米国、シンガポール、UAE、ニュージーランド、中国、タイ、オーストラリア
もも	台湾、香港、シンガポール、インド、UAE、中国、オーストラリア
ぶどう	台湾、香港、シンガポール、タイ、UAE、中国、オーストラリア
かき	タイ、台湾、香港、UAE、中国、米国

出典：我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略（平成19年5月農林水産省）

【海外日本食レストラン推奨に対する取組】

1 これまでの取組状況	
<p>○ 日本食のファンを世界に広げるとともに、日本食の普及、日本の農林水産物の輸出促進、さらには我が国の食品産業の海外進出につなげることを目的に、海外の日本食レストランに対しどのような働きかけを行ったらよいかを検討するため、18年11月に設置された「海外日本食レストラン推奨有識者会議」（座長：小倉和夫国際交流基金理事長）において、3月16日に「日本食レストラン推奨計画」として提言を取りまとめ。</p>	
2 課題	
<p>○ 「日本食レストラン推奨計画」を円滑に推進していくための民間組織の取組を農林水産省としても支援していくことが必要。</p>	
3 今後の予定	
<p>○ 7月18日、「日本食レストラン推奨計画」の取組を主体的に実施する民間組織「日本食レストラン海外普及推進機構」が設立される予定。</p> <p>○ 「日本食レストラン推奨計画」を円滑に推進するため、海外日本食レストランに係る現地調査、日本食料理人への講習会の開催等を順次実施。</p> <p>○ 19年度内に、一部地域において、民間組織による海外日本食レストランの推奨が開始される予定。</p>	
4 主要スケジュール	
19年7月	「日本食レストラン海外普及推進機構」設立
19年8月～	海外日本食レストランに係る現地調査 日本食料理人への講習会等の実施
19年度内	一部地域において海外日本食レストランの推奨開始

海外日本食レストラン推奨について

有識者会議の経緯

【現状】

○国内

- ・国内人口の減少、高齢化の進展に伴い、食品産業の国内市場は量的飽和、成熟化。
- ・食品産業企業の過当競争により企業の収益性が低い。

○海外

- ・日本食は、「ヘルシー」、「美しい」、「高級・高品質」として高い評価。
- ・日本食を提供する店の増加(2万店以上)。
- ・日本食看板を掲げているが日本食と呼べない料理を提供する店の出現。
- ・タイ、イタリアでは、既に認証制度を実施。
- ・フランス、メキシコが自国料理をユネスコの世界遺産に登録する動き。

27

平成18年11月 海外日本食レストラン推奨有識者会議の設置

【目的】

海外日本食レストランへの信頼度を高め、農林水産物の輸出促進を図るとともに日本の食文化の普及や我が国食品産業の海外進出を後押しする

- | | |
|----------|---------------|
| 平成18年11月 | 第1回有識者会議 |
| | ・ 認証のあり方について |
| | ・ 今後の進め方について |
| 平成19年 2月 | 第2回有識者会議 |
| | ・ 関係者からのヒアリング |
| 平成19年 3月 | 第3回有識者会議 |
| | ・ 提言のとりまとめ |

提言の概要

- 名称は公的規則の印象が強い「認証」ではなく、「日本食レストラン推奨計画」とする。
- この取組は民間が主体となって実施する。行政は情報提供等の側面的な支援にとどめる。
- 世界で日本食が拡大していることを歓迎し、世界の人々がより日本食を楽しめるような推奨計画とする。
- 推奨の基準について、大枠は日本国内の民間機関で作成し、個別具体的には現地の制度や日本食材の流通状況などの実態に応じて現地の取組主体が作成する。
- これらの取組と並行して、鮮魚の管理や日本食の調理技術等についての講習会の実施や情報提供が行われることが重要である。また、海外で長年日本食の普及に貢献してきた者を表彰すべきである。
- 当面は、関係組織の立ち上げや試行的な取組を重ねつつ、推奨計画の定着を図るべきである。

主要スケジュール

- | | |
|-----------|---|
| 平成19年7月 | 「日本食レストラン推奨計画」の取組を主体的に実施する民間組織「日本食レストラン海外普及推進機構」が設立される予定。 |
| 平成19年8月以降 | 海外日本食レストランに係る現地調査、日本食料理人への講習会等を順次実施。 |
| 平成19年度内 | 一部地域において推奨が開始される予定。 |

【食品産業に係る技術流出防止指針の作成】

1 これまでの取組状況	
<ul style="list-style-type: none">○ これから東アジアへの投資が期待される食品企業が東アジアへ進出する際に、進出前の計画段階から技術流出防止対策を検討・実施するための指針となる手引きを策定することを目的とした「食品産業の意図せざる技術流出対策に関する作業部会」（座長：佐伯とも子東京工業大学大学院教授）を立ち上げ。○ 5月29日に第1回作業部会を開催し、作業部会の進め方、手引き作成の作業分担、今後のスケジュール等について、説明・確認等を行った。	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none">○ これから進出の期待される地域の食品企業にも参考になるよう、総花的なものではなく、海外への進出形態等で整理するなど、取りまとめ方の検討が必要。○ 企業からの情報は機微な内容があり、如何に企業から情報を提供していただくか、個別企業が特定できないように処理するかの検討が必要。	
3 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none">○ 「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」のたたき台を7月中を目途に作成する。○ たたき台を踏まえ、食品産業関係者からのヒアリング等を行い、必要な情報収集を行いつつ、手引き案の作成を進める。○ 第2回作業部会を10月下旬を目途に開催し、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き（案）」について検討を行う。	
4 主要スケジュール	
19年 7月中	「手引き」のたたき台の作成
19年 8月～	食品産業関係者からのヒアリング等による情報収集
19年10月下旬	第2回作業部会の開催（「手引き」案の検討）
19年度内	「手引き」の策定

【海外事業活動支援センターの設置】

1 これまでの取組状況
○ 東アジア食品産業活性化戦略に基づき、食品産業海外事業活動支援センター、食品産業海外連絡協議会の立ち上げを進め、国内外のネットワーク構築に努めるとともに、19年度の事業実施計画を策定。
2 課題
○ 食料品は人体に直接影響を与えることから、模倣品が粗悪な原料から製造されている場合は、それを購入した消費者の健康を害することや死亡するケースも想定され、企業イメージの低下や消費者の買い控えに繋がるとして、深刻な問題。 ○ 経済の発展により食料品の消費が拡大しているアジア地域においては、特に模倣品が多く、模倣品の排除及び製造の差し止めが重要な課題となっている。 ○ このため、東アジアにおける知的財産制度・模倣品被害の情報を収集するとともに、海外現地企業や新たに進出する企業に対して、現地における初動対応から法令に基づいた対処法などの模倣品対策やブランド保護対策のための教育・研修が必要である。
3 今後の予定
○ 東アジアにおける知的財産制度・模倣品被害等の情報の一元化を図るため、(独)日本貿易振興機構内に「食品産業海外事業活動支援センター」を設置するとともに、北京、上海、広州、バンコク、シンガポールの5都市に「食品産業海外連絡協議会」を設置する。 ○ これらの機関を通じて、知財に関するセミナーの開催、知財専門家等による現地情報調査ミッション団の派遣などを実施する。
4 主要スケジュール
19年 7月 食品産業海外活動支援センターの設置 19年10月 食品産業海外連絡協議会の設置 19年10月～ 知財に関するセミナーの開催 19年11月 知財専門家等による現地情報調査ミッション団の派遣

【育成者権に係る法的保護の強化】

1 これまでの取組状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 独立行政法人種苗管理センターに設置されている品種保護Gメン（品種保護対策役）を10名から14名に増員し、全国5カ所に配置。○ 第166回通常国会において、種苗法の一部改正によりする民事訴訟上の特別の整備、罰則の引上げ、品種登録表示の適正化等を措置（5月18日公布、12月1日施行）。○ 18年8月に、農業者の自家増殖に育成者権が及ぶ植物として省令に58種類追加（合計81種類。19年8月施行）。	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none">○ 今回の種苗法改正により、権利侵害に対する民事訴訟上の救済の円滑化、権利侵害に対する抑止力の強化、農業者による意図せぬ権利侵害の防止、虚偽表示の防止等の措置を講じた。12月の施行に向けて育成者、流通業者、農業者等への普及啓発を図る。○ 農業者による自家増殖については、従来からの農業慣行であったことから、原則として育成者権が及ばないものとされているが、UPOV91年条約の原則とは逆になっており、種苗法改正に向けて許諾契約の定着促進等の環境整備が必要。	
3 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none">○ 12月1日の施行に向けて、地方農政局等での説明会の開催、パンフレット、Q&Aの作成等により、関係者に対し、今回の種苗法改正も含めた品種登録制度の概要や、自家増殖に関する正しい理解の普及啓発を進める。○ 今年度は、海外における自家増殖について情報収集・分析を行うとともに、平成20年度に自家増殖に関する実態調査費を実施。	
4 主要スケジュール	
19年 6月以降	地方農政局で説明会を実施中
19年 8月1日	種苗法施行規則（自家増殖関係）施行
19年12月1日	種苗法の一部改正法の施行

【東アジア植物品種保護フォーラム構想の具体化】

1 これまでの取組状況	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月25～26日に開催された日中農業科学技術交流グループにおいて中国農業部・林業局に協力要請。 ○ UPOVとの共催によるアジア地域技術会合等において各国担当者に趣旨等を説明したところであり、さらに主要国農業省幹部へ説明に回る予定。 ○ 今秋のASEAN+3農業大臣会合の開催国であるタイの農業省局長級や、先般UPOVに加盟したベトナムの農業省局長に説明。 	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで、官民合同ミッションの派遣、EPA等の二国間交渉、UPOVへの拠出金によるセミナー開催、JICA研修等により、アジア諸国に対する働きかけ、協力等を行ってきたことにより、中国、韓国、シンガポール、ベトナムがUPOVに加盟した。しかし、アジア全体としては制度の不十分な国が多く、UPOV加盟国であっても個々の国の取組だけでは制度運営も困難な状況であることから、各国の共同・協調した取組が必要。 ○ アジア各国の共通認識の醸成、合意形成が必要。 	
3 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月に「アジア地域の植物品種保護制度に係る協力と協調に関するワークショップ」を開催し各国に対し働きかけ（ハイレベル）。 ○ 10月下旬に開催されるアセアン+3農業大臣会合において日本政府として「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を正式提唱する予定。 ○ 来年7月頃に、第1回フォーラムを開催を目指す。 	
4 主要スケジュール	
19年10月	アジア地域の植物品種保護制度に係る協力と協調に関するワークショップ開催
19年10月	UPOV理事会
19年10月	アセアン+3農業大臣会合 「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を正式提唱
20年7月頃	第1回フォーラムの開催

東アジア植物品種保護フォーラムの設置(提唱)

目標

アジア域内の農林水産業・食品産業の交流の一層の拡大による共通利益の追求

(WIN-WINの関係を構築)

知財保護に基づく

- ・各国における新品種育成の振興
- ・海外からの新品種の導入促進
- ・新品種に関する権利侵害リスクの小さい、安心な輸出入の促進
- ・知財を活かした種苗産業の多様なビジネス展開

前提となる条件整備

東アジア全域における農林水産分野の知財の共通基盤の構築・基盤上での協同の取り組みが必要

実現に向けた道すじ

「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置

- ・ ASEAN+3の植物品種保護を担当する政府ハイレベルの者による、常設的な意見・情報交換の場の設定
- 植物品種保護の重要性の認識、制度の国際的調和、互惠協力・支援の可能性について合意形成



フォーラムに基づく多様な協力活動を展開

- ・例えば下記の領域について、分野毎にワーキンググループを設け、各国の可能な貢献により、協力活動を展開 (各国の自主性に基づく互惠平等を原則とする)

①制度・運営能力の向上

- ・植物品種保護に関するワークショップの開催(各国巡回)
- ・人材育成・能力向上のため、専門家の各国における研修会への参加、各国機関への長期派遣
- ・日本等における集中研修プログラムへの参加招聘
- ・テストガイドライン作成の支援
- ・関連資機材整備の支援の可能性の追求

②審査・登録業務の合理化

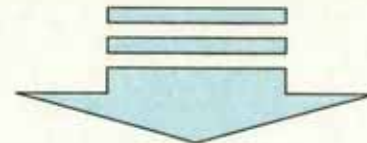
- ・テストガイドライン・栽培試験方法の調和
- ・栽培試験結果の交換
- ・品種登録情報(データベース)の共有
- ・出願様式の統一
- ・上記取組の実証のためのパイロットプロジェクト(各国が参加)の実施
- ・将来の栽培試験結果の相互認証制度や国際出願制度の研究

③権利行使のための取組

- ・侵害事例やそれに対する対応についての情報交換
- ・品種識別のためのDNA分析技術の開発への技術協力
- ・将来の国際的な権利行使の取組の可能性についての研究

④常時活動の継続

- ・ホームページの開設等常設事務局機能の設置
- ・各国のDUSテスト実施機関のネットワーク化



・世界レベルの品種保護システムとの調和
(域内諸国のUPOVへの加盟)

・将来のアジアの知財共通システムの構築を目指す

【育成者権に係る海外への働きかけ、情報収集】

1 これまでの取組状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 中国・韓国に対する官民合同ミッションの派遣や、EPA交渉等様々な機会を捉えて、相手国における品種登録制度の整備・拡充を強く要請。○ UPOVへの拠出金によるアジア地域技術会合等の実施や、JICA研修等により人材育成等制度運営能力の向上を支援。○ 中国、韓国への出願手続や権利侵害対策等に関する情報の収集・提供、マニュアル作成等を実施。	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none">○ 近年、登録品種が海外に不法に流出し、その収穫物が逆輸入されるなどの権利侵害が生じており、品種保護制度の整備の遅れているアジア諸国のUPOV91年条約への早期加盟や保護対象植物の拡大が必要。○ 各国の制度の整備状況や運営能力が大きく異なることから、各国の実情に応じた多様な協力や、共同した取組が重要。○ また、海外での保護対象植物については、育成者権の取得を促進していく必要。○ UPOV拠出金によるセミナーやJICA研修など従来からの取組と、東アジア品種保護フォーラムによる取組を一体的・効率的に実施していく必要。	
3 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none">○ JICAによる海外の品種保護担当者に対し研修を実施○ 育成者権保護官民合同ミッションを中国に派遣し、保護対象植物の拡充、制度の厳格な運用を働きかけ。	
4 主要スケジュール	
19年8月	JICAによる「植物品種保護」研修コースの実施
19年未定	日中農業科学技術交流グループ考察団の中国派遣
20年1月	育成者権保護官民合同ミッション派遣（中国）

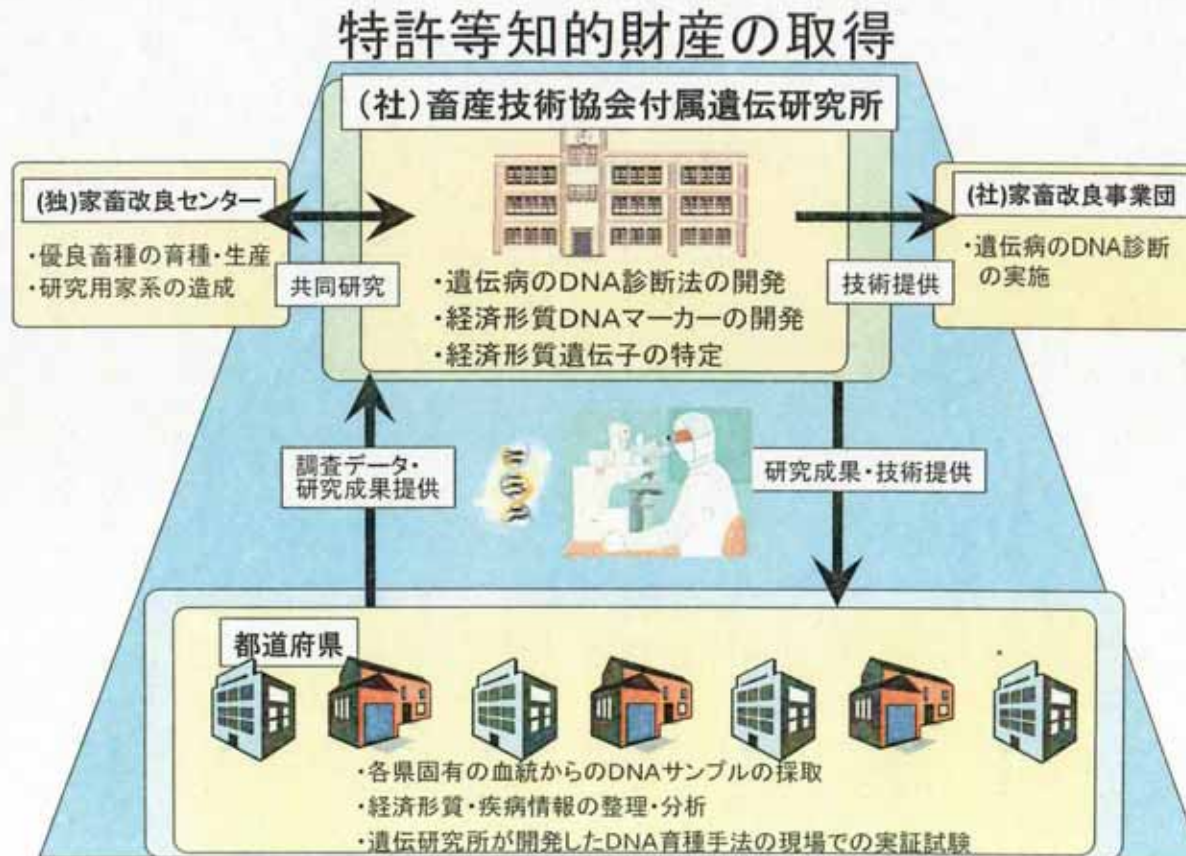
【和牛等の遺伝子特許の取得の促進、パテントプールの構築】

1 これまでの取組状況												
<ul style="list-style-type: none">○ 5月31日、都道府県、大学、試験研究機関、畜産関係団体等の和牛ゲノム研究関係者から構成される「和牛知的財産取得・活用推進協議会」を開催（第1回）し、共同研究の推進や和牛知的財産の共同利用のあり方等について検討。○ 7月には、「和牛知的財産取得・活用推進協議会」の専門部会として、弁理士などの知的財産の専門家等から構成される「パテントプール検討委員会」を開催（第1回）し、パテントプール規則について検討する予定。												
2 課題												
<ul style="list-style-type: none">○ 和牛の遺伝子解析に係る研究資源のデータベースの構築や分担関係の明確化を通じた共同研究の促進○ 各研究機関の積極的な特許取得の促進○ 関係者間で特許権を融通し合うパテントプールの構築○ 遺伝子特許の保有者がパテントプールへの参加促進（特許許諾等に関する利害関係の調整などが課題）												
3 今後の予定												
<ul style="list-style-type: none">○ 8月、第2回パテントプール検討委員会を開催し、パテントプール規則案を策定。○ 9月、第2回和牛知的財産取得・活用推進協議会において、同規則案について検討するとともに、共同研究の方策等を検討。○ 11月、第3回和牛知的財産取得・活用推進協議会において、パテントプール規則を決定し、本格的な共同研究の推進に向けた取組を開始。												
4 主要スケジュール												
<table><tr><td>19年</td><td>7月</td><td>第1回パテントプール検討委員会</td></tr><tr><td></td><td>8月</td><td>第2回パテントプール検討委員会</td></tr><tr><td></td><td>9月</td><td>第2回和牛知的財産取得・活用推進協議会</td></tr><tr><td></td><td>11月</td><td>第3回和牛知的財産取得・活用推進協議会</td></tr></table>	19年	7月	第1回パテントプール検討委員会		8月	第2回パテントプール検討委員会		9月	第2回和牛知的財産取得・活用推進協議会		11月	第3回和牛知的財産取得・活用推進協議会
19年	7月	第1回パテントプール検討委員会										
	8月	第2回パテントプール検討委員会										
	9月	第2回和牛知的財産取得・活用推進協議会										
	11月	第3回和牛知的財産取得・活用推進協議会										

和牛の遺伝資源保護に係る戦略的特許の取得のイメージ

全国の研究機関等が連携して、特許を戦略的に取得するため、

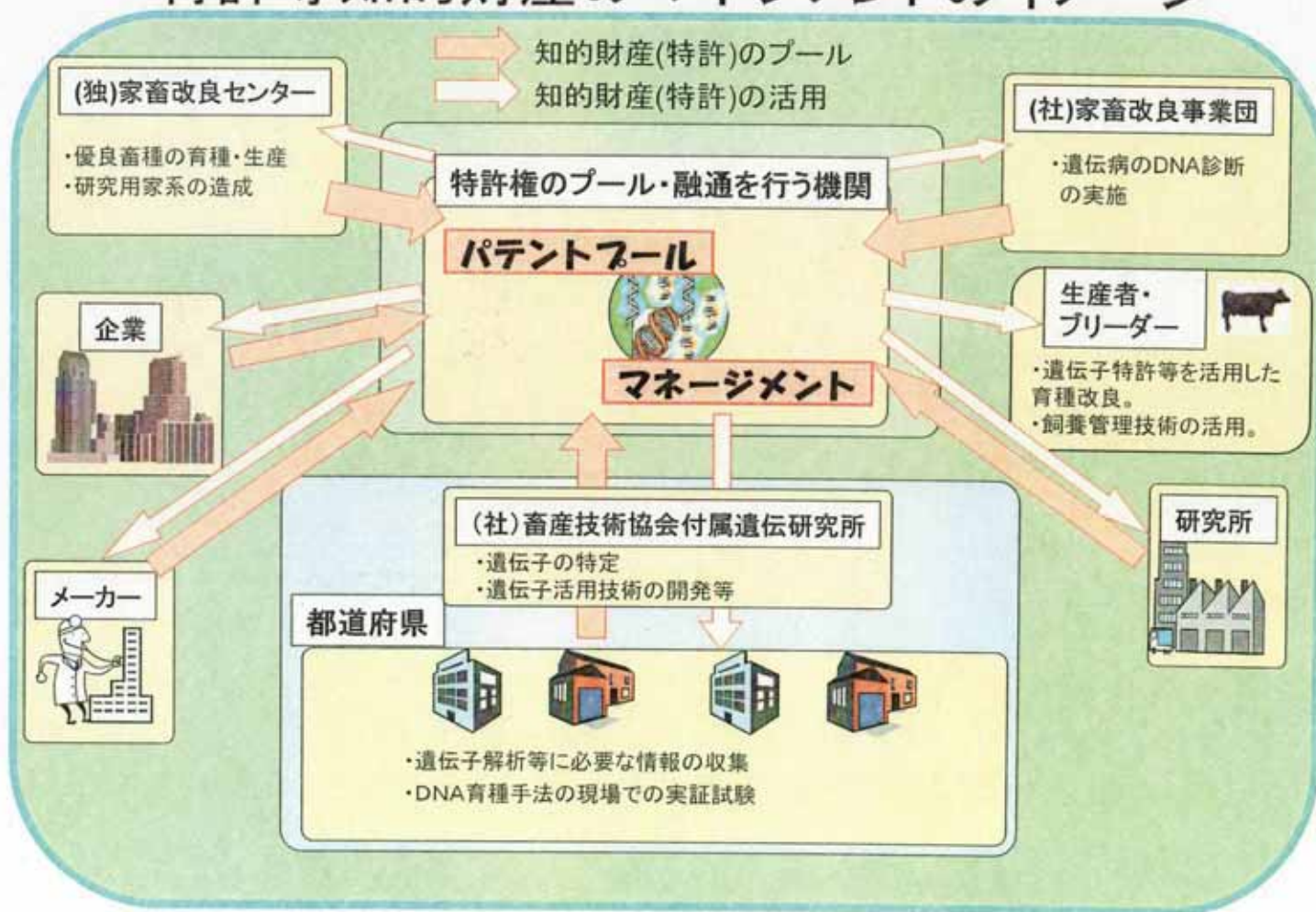
- ① 動物遺伝研究所を中心に全国の研究機関・研究者で「協議会」を設立。
- ② 「協議会」のもと、和牛に特有の遺伝子の特定とその活用について優先事項を定め、効率的に特許を取得。



和牛の遺伝資源保護に係る特許等のマネジメントのイメージ

取得した特許権については、生産者や消費者のために積極的な活用を図るため、知的財産として適切にマネジメントし、特許権の融通等関係者間で効果的に活用できる仕組み（「パテントプール」）を構築し、和牛の遺伝資源の保護、効率的な改良増殖を推進。

特許等知的財産のマネジメントのイメージ



【精液の流通管理の徹底】

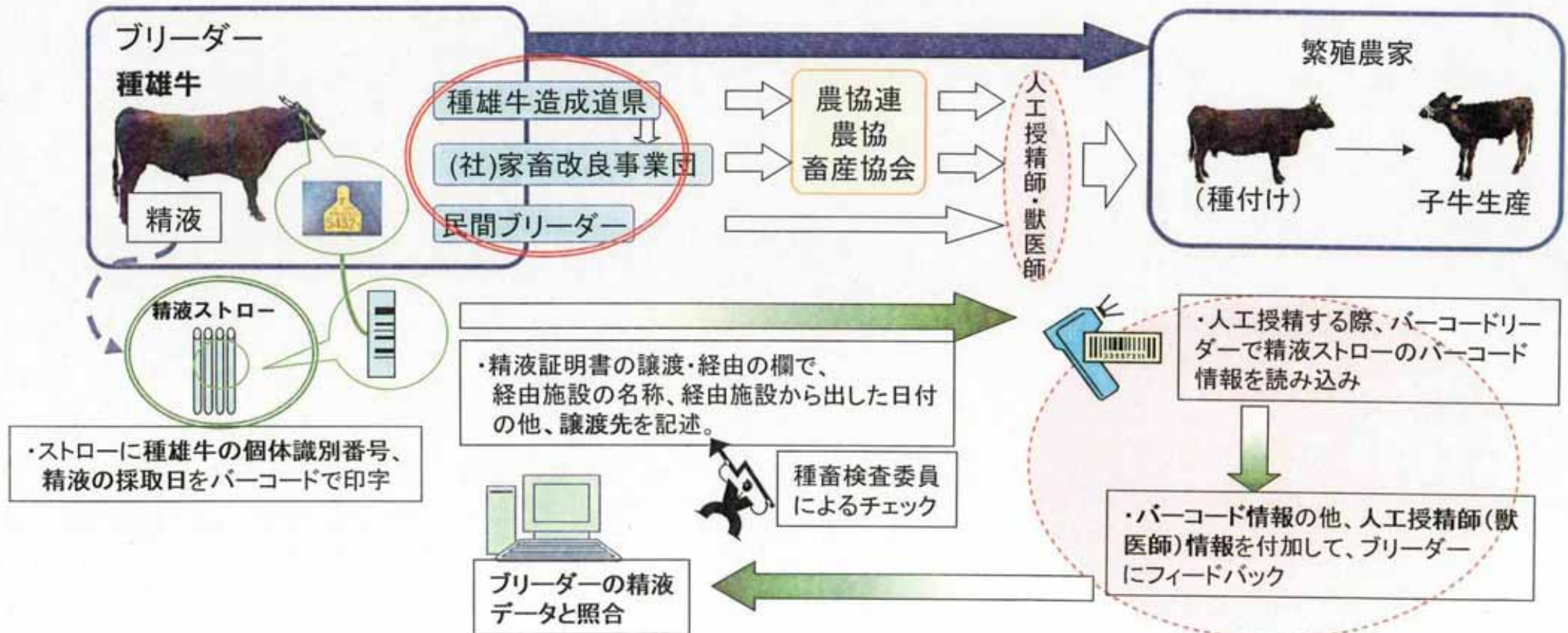
1 これまでの取組状況
<p>○ 19年度農業競争力強化対策民間団体事業のうち和牛精液等流通管理体制構築推進事業において、我が国の財産である和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化のためのモデル体制を構築することとし、同事業を推進。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 4月、選定審査委員会を開催し、公募提案者に対するヒアリングを実施。・ 5月、事業実施主体として、家畜改良事業団、十勝家畜人工授精所、京都大学を決定。・ 6月、事業計画の申請承認後、事業推進に係る会議を開催し、今後のスケジュール及び協力体制について確認。
2 課題
<ul style="list-style-type: none">○ 精液生産者、農協、人工授精師等からなる地域協議会の設置、既存ストローの流通・保管に係る実態調査を行う必要。○ 精液ストローの最終使用情報が、精液生産者や農協等が持つ精液生産情報と正確に照合し得る情報フィードバックシステムを構築する必要。○ モデル的に構築した流通管理体制の全国的な普及を視野に入れ、全国段階における精液ストローの使用実態調査、情報フィードバックシステムにおいて全国共通となる基礎システムの開発、全種雄牛に与える個体識別番号と連動したバーコード番号の割り振り手法の検討等を進める必要。
3 今後の予定
<ul style="list-style-type: none">○ 十勝家畜人工授精所及び京都大学において、地域段階において利便性があるモデルシステムの開発を実施○ 家畜改良事業団において、全国的な普及のための各地域モデルとの互換性を持った全国システムの開発を実施。また併せて、全国段階における精液ストローの使用実態調査、全種雄牛に与える個体識別番号と連動したバーコードの割り振り手法の検討のための会議等を実施。
4 主要スケジュール
19年 6月 和牛精液等流通管理体制構築推進事業の開始

- | | |
|--------|--|
| 7月～ | それぞれの事業実施団体ごとに事業推進に係る会議の開催
(全国および地域協議会、調査分析及び事例等調査) |
| 8月 | 全国共通の基礎システムの作成 |
| 10月 | 地域モデルシステムの作成 |
| 20年 3月 | 事業取りまとめ |

精液の流通管理の徹底のイメージ

- (1) 精液の流通には、多くの機関や個人が介在。
→ **ブリーダー(精液の生産者)が協議し自主的に精液の管理を厳格化するような体制の構築。**
- (2) 液体窒素内の精液ストローと精液証明書が一体的に移動しないことへの懸念。
→ **精液ストロー等のバーコードによる流通管理体制の構築。**
- (3) 譲渡の際、精液証明書様式にある「譲渡・経由の確認」欄の記入が不徹底。
→ **種畜検査委員の立入検査による譲渡履歴管理の徹底。**

39



【「和牛」表示の厳格化】

1 これまでの取組状況	
<p>○ 食肉の販売業者等によるルールに沿った食肉の表示に係る取組を促進するため、19年3月に策定した「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」の普及・啓発を行うため、</p> <p>① 農林水産省メールマガジン、近畿農政局リーフレット（新鮮mini情報）、aff（農林水産省広報誌）でガイドラインを紹介。</p> <p>② 全国及び道府県食肉事業協同組合連合会の事業担当者へガイドラインについての取組推進を要請。また、関係団体の理事会、総会においてガイドラインについての取組推進を要請。（5月）</p>	
2 課題	
<p>○ 食肉の販売事業者等によるルールに沿った食肉表示の取組を推進するため、ガイドラインのさらなる普及・啓発</p>	
3 今後の予定	
<p>○ 今後とも様々な機会を捉えて、食肉販売事業者等関係者に対し、ガイドラインの普及・啓発を図る。</p>	
4 主要スケジュール	
19年 5月～	関係団体等への説明や食肉流通業者への働きかけによるガイドラインの普及・啓発の促進
19年 9月～	お肉の表示ハンドブック（全国食肉公正取引協議会）におけるガイドラインの掲載